

概要版

しまもとスマイルプラン

～第2期島本町男女共同参画社会をめざす計画～

性別にかかわらず
一人ひとりの個性を尊重し、
個人の能力を十分発揮できる社会の実現

計画名称について

行政、住民、事業者、教育関係者などが、日頃の活動や身近な暮らしの中で、男女の人権を尊重し、男女共同参画の理念について理解を深めながら、計画に掲げる社会の実現に向けそれぞれの立場で取組みを進めることは、性別や年齢などにかかわらず誰もが「笑顔で」暮らせる社会づくりにつながるものと信じ、計画の名称を「しまもとスマイルプラン～第2期島本町男女共同参画社会をめざす計画～」と決めました。

平成24(2012)年3月

島本町

計画策定の背景と趣旨

本町では、平成3(1991)年以降、男女共同参画に関する計画を策定し、その実現に向けた取組みを進めてきました。また、平成18(2006)年には、住民や事業者とともに男女共同参画の実現をめざす指針となる「島本町男女共同参画推進条例」を施行しています。

前計画^(※)の終了に伴い、社会経済情勢の変化、国や大阪府、本町における男女共同参画施策の進捗状況などを踏まえ、今後10年間の施策の基本的方向とその推進の方策を定めるため、新たな計画を策定しました。

なお、本計画は「男女共同参画社会基本法」及び「島本町男女共同参画推進条例」に基づく、本町における男女共同参画推進のための基本計画と位置づけられるものです。

本町における計画の変遷

平成3(1991)年	「島本町女性の地位向上に関する計画」
平成10(1998)年	「島本町男女共生社会の創造をめざす計画」
平成14(2002)年	「島本町男女共同参画社会をめざす計画」(平成19(2007)年改訂) ※前計画
平成24(2012)年	「しまもとスマイルプラン ～第2期島本町男女共同参画社会をめざす計画～」 (計画期間：平成24年度～平成33年度までの10年間)

計画の基本理念

本計画の基本理念を、「島本町男女共同参画推進条例」における7つの基本理念を踏まえ、次のとおり設定します。

性別にかかわらず一人ひとりの個性を尊重し、 個人の能力を充分発揮できる社会の実現

- 1 だれもが性別による差別を受けず、個人としての尊厳が重んじられ、人権が尊重される町をめざします。
- 2 男女ともに固定的な役割分担などにとらわれず、自由な選択ができる町をめざします。
- 3 性別にかかわらず、町における政策や事業者における方針の立案・決定に共同して参画する機会が確保される町をめざします。
- 4 男女ともに子育て、家族の介護など家庭生活における活動と社会生活における活動に対等な立場で参画できる町をめざします。
- 5 国際的な協調のもとに男女共同参画の推進に向けた取組みを行います。
- 6 男女がそれぞれの身体的特徴について理解を深め、妊娠や出産などに関する自己決定が尊重され、生涯を通じ健康な生活を営める町をめざします。
- 7 男女ともに身体的、心理的、経済的または性的な暴力を受けることのない町をめざします。

計画の施策体系



計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、アンケート調査などを通じて、18歳以上の住民町立小中学校に通う児童生徒、町内の事業所および従業員の意識や生活状況など、男女共同参画社会の実現に向けたニーズの把握に努めました。

また、庁内の関係課と計画内容の検討や事業・施策の調整を行うとともに、住民や関係機関・団体の代表、学識経験者などで構成される島本町人権啓発施策審議会において計画内容に関する幅広い検討を行いました。

※ ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、それが実現した社会は、一人ひとりがやりがいや充実感を持って働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会と定義されます。

※ DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力のことです。身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれます。

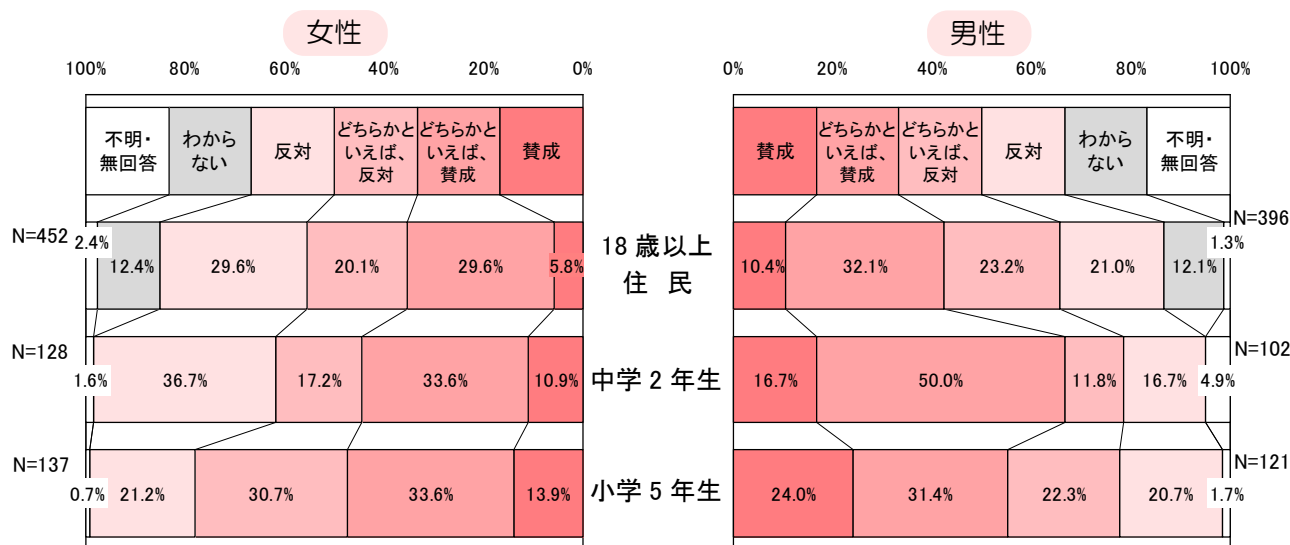
その中でも恋人同士の間で起こる暴力は「デートDV」といわれています。

基本施策 1 男女共同参画の理解の促進

現状と課題

- ◆生活費をかせぐのは男性の役割、日常の家事は女性の役割というような固定的な性別役割分担に則った意識は、女性や若い世代から薄れつつあるものの、未だに根深く残っています。
- ◆小学生から中学生への成長過程で、女子は固定的な性別役割分担について否定的な認識をもつ人が増えるのに対して、男子では肯定的な認識を強める傾向がみられます。
- ◆インターネットなどの新しいメディアの普及により、女性や子どもの人権を侵害するような有害情報の発信主体が多様化し、受信も容易になっています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：島本町「男女共同参画に関する住民意識調査」（平成23年度・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について）
 島本町「男女共同参画に関する児童生徒意識調査」（平成23年度・「男は仕事、女は家事・子育て」という考え方について）
 ※児童生徒意識調査の選択肢には「わからない」はない

◆◆◆施策の方向◆◆◆

1 だれもが共感できる啓発の推進

- 身近なテーマを通じ、だれもが男女共同参画を自分自身の生活に密接にかかわる問題として捉え、理解を深めるための啓発を行います。
- 相談窓口を設け、一人ひとりの人権が守られ、その人らしい生活が行えるよう支援します。

2 子どもの頃からの男女共同参画の理解促進

- 次代を担う子どもたちが、性別にかかわらず自分らしい生き方を選択できる社会の実現に向け、男女共同参画の視点に立った学校教育や就学前教育・保育を進めます。
- 家庭など周りの大人に対する啓発を行います。

3 メディアなどにおける男女共同参画の推進

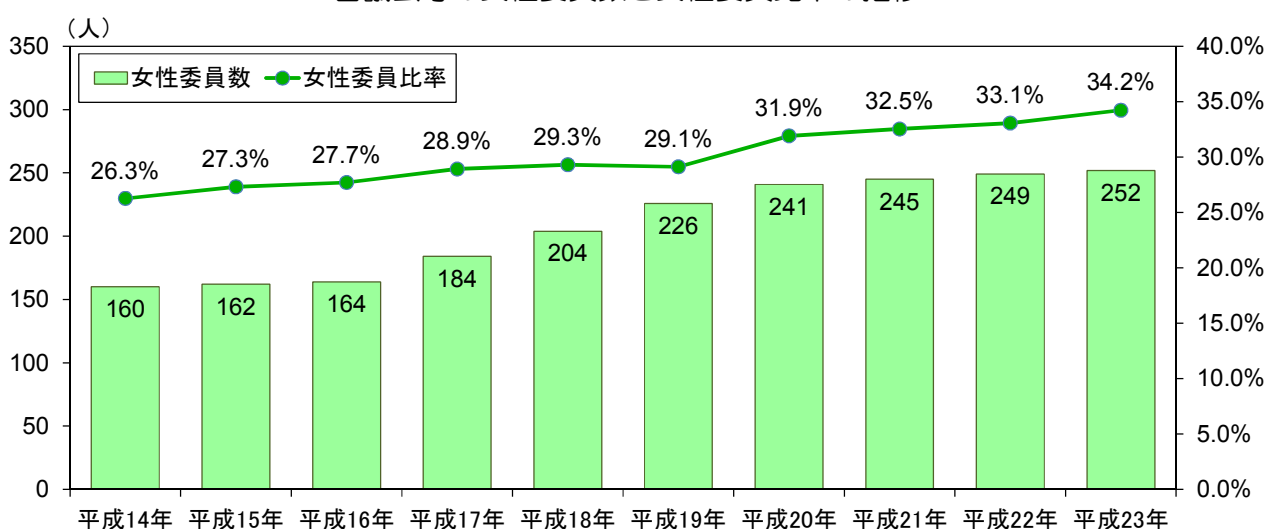
- 情報化の進展に対応した知識や技術を身につけるための支援や、情報モラルの育成支援に努めます。
- 青少年が有害情報に触れないための環境づくりに努めます。
- 町が発信する情報について、男女共同参画の視点を反映させます。

基本施策 2 男女共同参画による社会の活性化

現状と課題

- ◆本町では審議会などへの女性の参画率は年々増加していますが、前計画で示された目標値（女性委員比率50%、女性委員比率ゼロの審議会などの解消）の達成には至っていません。
- ◆役場の女性正規職員の約半数が、女性の政策・方針決定過程への参画を進めるためには、働き方の見直しや休暇の取得、女性自身の就業等に対する自覚・意欲の向上などが必要と考えています。
- ◆地域活動の場で男女が平等であると感じている人は、女性の約3割、男性でも約5割にとどまっています。

審議会等の女性委員数と女性委員比率の推移



資料：島本町人権推進課調べ（各年4月1日現在）

◆◆◆施策の方向◆◆◆

1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- 町の審議会などへの女性の参画を促進します。
- 役場において、男女ともに働きやすい職場環境づくりや、女性職員のキャリア形成支援などを行います。

2 地域活動への支援

- 住民主体の男女共同参画に関する学習・交流活動などを支援します。
- 自治会、ボランティア活動など、性別にかかわらず地域のさまざまな活動に参画できるよう支援します。
- 男女共同参画の視点を踏まえた防災対策を進めます。

現状と課題

- ◆「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度は、男女とも3割前後にとどまっており、十分認知されているとは言えません。
- ◆職場において男女が平等であると感じている人は、女性の2割に満たず、男性でも約3割にとどまっています。
- ◆性別にかかわらず対等に働くために必要な取組みとしては、男女ともに、結婚・出産後も働き続けられる職場の雰囲気づくりや、育児・介護休業などをとりやすくすること、能力を発揮できる配置などを求める意見が多くなっています。

性別にかかわらず対等に働くために必要な取組み

女性 (N=452)	順位	男性 (N=396)
男女ともに育児・介護休業など休暇を取りやすいようにする (65.7%)	1位	男女ともに、能力を発揮できる配置を行う (58.8%)
結婚や出産にかかわらず働き続けられる職場の雰囲気をつくる (63.5%)	2位	男女ともに育児・介護休業など休暇を取りやすいようにする (51.0%)
男女ともに、能力を発揮できる配置を行う (60.0%)	3位	結婚や出産にかかわらず働き続けられる職場の雰囲気をつくる (50.3%)
賃金、昇給の男女の格差をなくす (49.8%)	4位	賃金、昇給の男女の格差をなくす (41.7%)
パートタイマーや派遣労働者の給与・労働条件改善する (37.6%)	5位	能力主義・成果主義による昇進、昇格を行う (35.1%)

資料：島本町「男女共同参画に関する住民意識調査」（平成 23 年度）※複数回答あり

◆◇◆施策の方向◆◇◆

1 仕事と家事・子育て・介護の両立支援

- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発を進めます。
- 多様な保育サービスや子育て支援、家族介護者の支援など、仕事と子育て・介護の両立のための基盤整備を進めます。

2 働きやすい環境づくりの推進

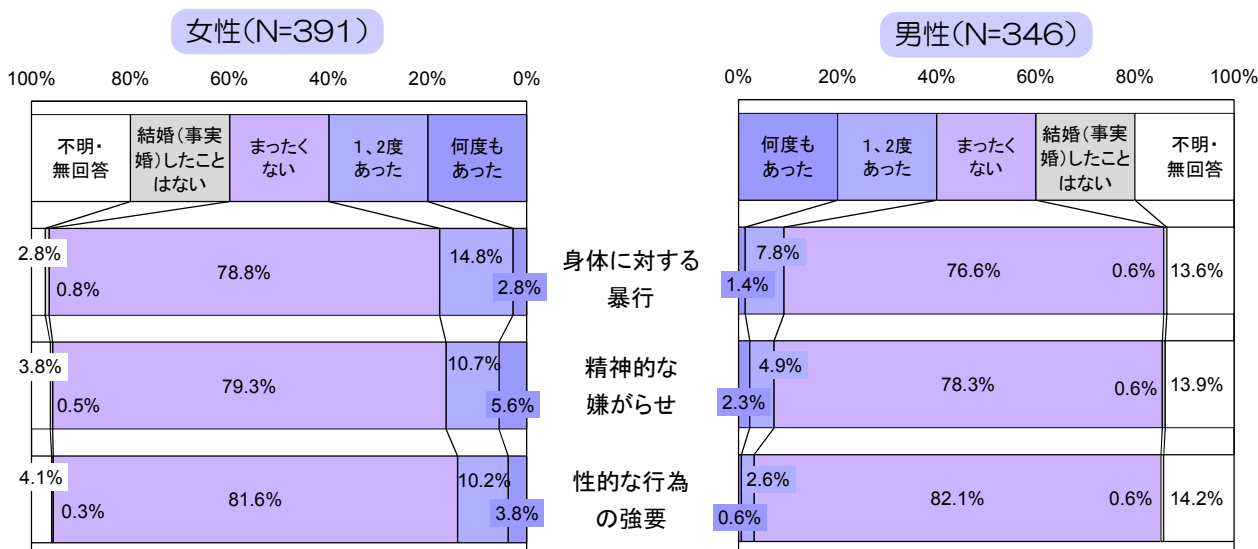
- 就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保に向けた啓発を進めます。
- 就労および再就職、多様な働き方への支援を行います。
- 職場におけるハラスメントの防止と心身の健康保持に向けての取組みを進めます。

基本施策4 暴力への対策の推進

現状と課題

- ◆本町においては、DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害を受けた経験がある人は、幅広い年齢において、性別を問わず存在しています。また、警察庁によると、配偶者等からの暴力の被害者は多くの場合女性であることが明らかになっています。
- ◆DVは家庭内で行なわれることが多いため、被害が潜在化しやすく、様々な理由から被害者が支援を求めることをためらうことが考えられます。また、加害者に罪の意識が薄い傾向がみられ、背景には固定的な性別役割分担や経済力の格差などの問題があるとも言われています。
- ◆DVのほか、性犯罪やストーカー行為なども含む男女間の暴力、児童虐待や高齢者虐待なども重大な人権侵害であり、これらの暴力を防止するための取組みが必要です。

配偶者から暴力を受けた経験の有無



資料：島本町「男女共同参画に関する住民意識調査」（平成23年度）

◆◆◆施策の方向◆◆◆

1 DVの防止と被害者保護の推進<<DV対策基本計画>>

- 配偶者や交際相手からの暴力を許さない社会づくりに向け、広報啓発を進めます。
- 町の関係機関や大阪府など関係機関との連携のもと、安心して相談できる体制づくり、緊急時における安全確保、避難後の自立支援など、一貫した被害者支援対策を講じます。

2 男女や親子などにおける暴力の防止

- 性犯罪やストーカー行為などの暴力防止に向けた啓発や相談窓口の周知などを進めます。
- 児童虐待や高齢者虐待などの発生防止、早期発見、早期対応のための取組みを進めます。

基本施策5 生涯を通じて安心して健やかに暮らせるための支援

現状と課題

- ◆働き続ける上での不安や課題として、男女ともに4割以上の方が「自分の健康」を挙げています。また、特に女性は妊娠や出産をする可能性があるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の課題に直面することが考えられます。
- ◆介護などに関する男女共同参画意識は進みつつある一方、依然として高齢者の介護や障害者の介助は女性の役割とみなす傾向も残っています。
- ◆ひとり親家庭（母子・父子家庭）や町内に暮らす外国人など、さまざまな家族形態や生活習慣をもつ人々が、地域で自立した生活を送ることができるよう支援する必要があります。

◆◆◆施策の方向◆◆◆

1 性の尊重と健康づくりの支援

- 妊娠や出産などに関する健康と権利に関する啓発を進めます。
- 性差に配慮した各種健康診査や健康相談など、生涯を通じた心身の健康づくり支援を進めます。

2 高齢者・障害者・ひとり親家庭などの支援

- 男女共同参画の視点に立った高齢者、障害者の自立支援などを進めます。
- ひとり親家庭が抱える課題に応じて、自立に向けた自立支援などを進めます。
- 外国人が暮らしやすい環境づくりに向け、情報提供の充実を図ります。

男女共同参画社会の実現に向けて

住民のみなさんへ

- 家族みんなで、家事・子育て・介護について話し合う機会を持ち、喜びと責任を分かち合いましょう
- 性別役割分担意識にとらわれず、子どもの個性を伸ばす教育を心がけましょう
- 男女が対等に地域活動に参画し、地域社会を活性化させましょう
- 男女がお互いの人権を尊重し、あらゆる暴力をなくしましょう

事業者のみなさんへ

- 男女が対等なパートナーとして能力を発揮でき、働きやすい職場環境づくりに努めましょう
- ワーク・ライフ・バランスの実現をめざし、男女がともにゆとりと充実感を持って働き続けられるよう、具体的な取組みを進めましょう

しまもとスマイルプラン ～第2期 島本町男女共同参画社会をめざす計画～ 概要版
平成24年3月

発行：島本町総合政策部人権推進課
〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 電話：075-961-5151（代表）